

証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた本協会の対応状況

平成 20 年 4 月 15 日
日本証券業協会

本協会では、平成 18 年 6 月 30 日に公表された金融庁「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会論点整理」において行われた提言のうち、本協会が対応すべき事項について、平成 18 年 9 月 19 日に「証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた本協会の取組について（金融庁「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会論点整理」への対応）」を取りまとめ公表し、対応時期を可能な限り明確にした上で対応を行ってきたところである。今般、論点整理への対応が一定程度達成できたことから、本協会におけるこれまでの対応状況について以下のとおり取りまとめた。なお、今後は、個別の案件ごとに引き続き早期実現を目指し対応・公表を行うこととする。

○各検討項目の行動計画と対応状況

論点整理項目	対 応 状 況	参 考
(1)市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上		
① 誤発注の再発防止		
i 誤発注が発生した場合の約定取消し	【終了】 - 本協会の委託を受け、日本証券経済研究所において設置された「誤発注に関する法律問題研究会」において、誤発注が発生した場合の約定取消しのあり方等について検討が行われた結果、平成 18 年 8 月 31 日、同研究会の報告書が取りまとめられた。 - 同研究会の報告書を踏まえ、「株式の注文管理・リスク管理体制の整備に関するワーキング」を再開し、同年 11 月 14 日に最終報告書を取りまとめ、公表。 - 上記最終報告書に基づき、同年 11 月 15 日、証券取引所に対し約定取消しのルール化についての検討を行うよう要望書を提出。 - 証券取引所においては、証券取引所及び取引参加者の実務担当者による「取引所取引に係る約定取消しルールに関する検討ワーキング」を開催し、約定取消しのルール化について検討を行った結果、所要の規則改正を行い、平成 19 年 9 月 30 日に施行。	【報告書】誤発注の再発防止に向けた適切な受発注管理のあり方について（中間整理）（平成18年3月15日） 【規則】「協会員における注文管理体制の整備について」理事会決議（自主規制会議決議）の制定について（平成18年4月18日） 【規則】誤注文に係る情報開示等に関する業務規程の一部改正等について（平成18年4月28日：東証） ※他の証券取引所においても同様の対応 【報告書】「誤発注に関する法律問題研究会」報告書（平成 18 年 8 月 31 日） 【報告書】誤発注の再発防止及び発生時における対応について－株式の注文管理・リスク管理体制の整備に関するワーキング最終報告－（平成18年11月14日） 【要請】「株式の注文管理・リスク管理体制の整備に関するワーキング」最終報告書の御送付及び誤発注により約定した取引の取消しに係るルールの整備への要望について（平成 18 年 11 月 15 日） 【規則】取引所取引に係る約定取消しルールの制定に伴う業務規程等の一部改正について（平成19年8月9日：東証） ※他の証券取引所においても同様の対応
ii 売買単位の統一	【終了】 - 平成 18 年 3 月 17 日、証券取引所に対し、誤発注の未然防止の対応とともに売買単位の統一等についての検討を行うよう要望書を提出。 - 平成 19 年 11 月 27 日、全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」を策定、公表。証券取引所においては、実現に向け、対応中。	【要請】「株式の注文管理・リスク管理体制の整備に関するワーキング」最終報告書の御送付及び誤発注により約定した取引の取消しに係るルールの整備への要望について（平成 18 年 11 月 15 日） 【行動計画】売買単位の集約に向けた行動計画（全国証券取引所）（平成 19 年 11 月 27 日）

論点整理項目	対 応 状 況	参 考
iii 誤発注に伴うフェイルに対するペナルティ	終了 平成 18 年 11 月 15 日、日本証券クリアリング機構（以下、「JSCC」という）に対し、①誤発注により約定した取引に係る決済条件の改定のプロセスの透明性の確保及び改定内容の関係者への周知、②フェイルに関する規則やフェイルに対するペナルティについての適切な対応について、検討を要請。 （参考） JSCC においては、協会や証券取引所において誤発注に係る未然防止体制が義務付けられ、誤発注に対するペナルティが行われること、証券取引所における約定取消しルールが導入され、誤発注に伴い長期にわたり決済が行われなくなる状況を回避するための対応が図られたこと、また、平時より既にフェイル削減に対する取組みを継続的に行っていることから、措置済みとしている。	【要請】「株式の注文管理・リスク管理体制の整備に関するワーキング」最終報告書の御送付及び誤発注が発生した場合における適切な対応への要望について（平成 18 年 11 月 15 日）
iv 各社におけるポジションリミット、リスクリミットの妥当性	終了 - 平成 18 年 10 月 31 日、「自己売買に関する検討ワーキング・グループ」を設置し、検討を開始。 - ポジションリミット、リスクリミットは、リスク管理の観点から適切に設定・管理されており、一般に不備なく行われているとの結論に達した。 - ポジションリミットやリスクリミットの範囲であっても誤発注である場合の注文発注自体の可否については、往々にして各社の自己規律の問題として整理されるべきであるとの結論に達した。	【報告書】会員における自己売買のあり方等について-自己売買に関する検討ワーキング・グループ報告書-（平成19年7月31日）
② 信用取引の担保掛目		
i 銘柄毎の担保掛目設定の考え方 ii 代用有価証券の銘柄分散	終了 会員に対する一斉点検を実施し、点検結果及び点検結果を踏まえた留意事項について取りまとめ、平成 18 年 12 月 13 日に公表。	【報告書】信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更の取扱いについて（信用取引等の委託保証金代用有価証券の掛目の取扱いに関する検討会報告書）（平成 18 年 3 月 15 日） 【規則】「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の制定について（平成 18 年 4 月 18 日） 【一斉点検】信用取引に係る委託保障金代用有価証券の掛目の変更等に関する一斉点検の実施（平成 18 年 10 月 24 日） 【一斉点検】「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等に関する一斉点検」の結果及び点検結果を踏まえた留意事項について（平成18年12月13日）
③ システム管理のあり方		
情報セキュリティ政策会議の「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行	順次対応	【設置】IT障害等に関する情報の提供等を行う「証券CEPTOAR」の設置について（平成19年3月20日）

論点整理項目	対 応 状 況	参 考
動計画」に基づいた証券業界の対応	- 平成 19 年 3 月に設置した CEPTOAR を活用し、7 月 24 日、内閣官房から発出された情報を協会 WAN を用いて会員等に伝達する訓練（開通試験）を実施した。 - 平成 20 年 2 月に官民の連絡体制の機能と、IT 障害発生時の対応能力向上等を図るための「分野横断的演習」が内閣官房情報セキュリティセンター（以下「NISC」という。）主導のもとに実施され、金融分野（証券界）として参加。 - NISC が平成 20 年 6 月末を目処に設置準備を進めている「CEPTOAR-Council 創設準備会」の議論に参画するとともに、証券界として実現可能な体制の整備を進める。 - システム障害や災害発生時の情報共有については、協会 WAN を用いた情報提供・集約を実施することとした。 - 連絡体制網に関しては、BCP フォーラムの枠組みを活用する予定。 - 今後、重要インフラ専門委員会（NISC 主宰）における審議状況を踏まえつつ、証券 CEPTOAR の運用ルールを取りまとめる。	【設置】重要インフラ CEPTOAR 間での横断的な情報共有の場として「重要インフラ連絡協議会（CEPTOAR-Council）」の創設（平成 20 年度中）
④ BCP（事業継続計画）への取組み		
早期の対応	順次対応 - 平成 18 年 10 月 18 日、「証券市場 BCP 協議会」において、「BCP 運営専門部会」、「取引所取引専門部会」、「公社債取引専門部会」及び「取引所市場外取引専門部会」が取りまとめた中間報告を了承。 - 平成 19 年 10 月末、被災状況等の情報収集・提供を行うためのツールである BCP ウェブを稼働。 - 緊急時や復旧・再開時における適時適切な情報の収集・提供、市場全体的な協議・調整を要する場合への対応を図る「BCP 対策委員会」設置に向け、組織構成や設置基準等について検討中。 - BCP 対策委員会の設置に向け、「BCP 運営専門部会」において具体的な検討を行い、第 2 次中間報告として取りまとめ、「証券市場 BCP 協議会」において了承。（平成 20 年 3 月）。 - 今後は、BCP が有効に機能するかを確認する BCM（事業継続管理）に移行し、併せて新型インフルエンザなど、新たな問題への対応などについて検討を行う予定である。 - 会員における BCP 対応状況については、アンケート調査を実施する予定。	【報告書】証券市場全体の BCP 構築に向けた取組み（中間報告）（平成 18 年 10 月 18 日） 【報告書】取引所取引専門部会報告書（平成 18 年 10 月 18 日） 【報告書】公社債取引専門部会報告書（平成 18 年 10 月 18 日） 【報告書】取引所市場外取引専門部会報告書（平成 18 年 10 月 18 日） 【報告書】BCP 運営専門部会報告書（平成 18 年 10 月 18 日） 【システム】BCP ウェブの構築（平成 19 年 10 月 31 日） 【報告書】証券市場全体の BCP の構築に向けた取組みについて（第 2 次中間報告）（平成 20 年 3 月 7 日）
(2) 発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮		
① 引受け等の審査の強化		
i 引受け等の審査項目・内容の見直し イ. 「有価証券の引受け等に関する規則」（公正慣習規則第 14 号）において規定している審査項目の追加 ロ. 各審査項目に係る評価基準の設定 ハ. 公募・私募、上場時・追加発行	終了 - 平成 18 年 9 月 20 日、「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」（以下、「引受審査 WG」という。）の第一次報告（新規上場会社の引受審査項目の拡充）、同年 10 月 26 日、第二次報告（既上場会社の引受審査項目の拡充・事務処理指針の見直し）、同年 11 月 14 日、第三次報告（REIT、普通社債の引受審査項目の整備）としてその内容を取りまとめ、順次公表。 - 平成 19 年 2 月 22 日、引受審査 WG の最終報告（「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」における検討状況）として取りまとめ、公表。 - 同年 5 月 29 日、引受審査 WG の最終報告に基づく「有価証券の引受け等に関する規則」（公正慣習規則第 14 号）及び	【報告書】「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」における検討状況（第一次報告）（平成 18 年 9 月 20 日） 【報告書】「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」における検討状況（第二次報告）（平成 18 年 10 月 26 日） 【報告書】「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」における検討状況（第三次報告）（平成 18 年 11 月 14 日） 【報告書】会員における引受審査のあり方・MSCB の取扱いのあり方等について ― 会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ最終報告 ― （平成 19 年 2 月 22 日）

論点整理項目	対 応 状 況	参 考
時等の別に応じた適切な差異を設けることの検討 ii 第三者割当増資、いわゆる私募C B等の引受け・買受け時の留意事項の明確化 iii 引受け等の審査体制の強化 イ. 引受審査の独立性の確保 ロ. 社内マニュアルの整備 ハ. 内部管理部門等により引受審査の適切性をチェックする体制の整備 iv その他 国内ルール of 海外ファイナンスへの準用の検討	同規則に関する細則等の一部を改正、同年 7 月 1 日施行。 ・ 協会員が直接関与する第三者割当及びMSCB等については、引受審査WGの下部に設置した「MSCB分科会及びMSCBセカンダリー分科会」においてそのあり方を検討を行った結果、引受審査WGの最終報告(「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」における検討状況)においてMSCBの取り扱いについて取りまとめ、公表。 ・ 平成 19 年 5 月 29 日、引受審査WGの最終報告に基づく「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)を制定、同年 7 月 1 日施行。	【規則】会員における引受審査のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第 14 号)等の一部改正について(平成 19 年 5 月 29 日) 【規則】「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)の制定について(平成 19 年 5 月 29 日)
② 適切な発行条件の設定		
i 仮条件の設定及びブックビルディングについての具体的基準の設定 ・ 仮条件決定プロセス等の開示による明確化 ・ ブックビルディングに関する投資家への周知方法の見直し ・ 需要申告受け付け方法の具体的基準の設定	終了 ・ 平成 18 年 9 月 28 日、「ブックビルディングのあり方等に関する検討ワーキング・グループ」を設置し、検討を開始。 ・ 平成 19 年 11 月 21 日、ワーキングでの検討結果を「会員におけるブックビルディングのあり方等に関するワーキング・グループ報告書」として取りまとめ、公表。 ・ 平成 20 年 1 月 15 日、上記報告書に基づき、会員におけるブックビルディングのあり方等に係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部を改正、同年 4 月 1 日施行。	【報告書】会員におけるブックビルディングのあり方等について- 会員におけるブックビルディングのあり方等に関するワーキング・グループ報告書 -(平成19年11月21日) 【規則】「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について(平成 20 年 1 月 15 日)
③ その他		
i 引受人と監査法人の協調・連携の促進	終了 ・ 日本公認会計士協会と協議を行い、平成 19 年 4 月 3 日、同協会との合意事項である「監査人から事務幹事証券会社への書簡」要綱を改正。	【規則】「監査人から事務幹事証券会社への書簡」要綱の改正について(平成 19 年 4 月 3 日)
ii 引受審査終了後に、引受審査の対象となった項目について重大な変更が生じることが判明した場合の対応	終了 上記(2)①と同じ	

論点整理項目	対 応 状 況	参 考
iii 反社会的勢力に関する情報の集約・共有等の対応	順次対応 ・ 警察庁、金融庁、証券取引所、協会の四者による「証券保安連絡会」を設置し実務者レベルの会合で証券版「不当要求情報管理機関」の設置に向けた検討を継続中。 ・ 警察当局との連絡・連携強化を図るために、平成 19 年 1 月以降、石川県をはじめ 1 府 13 県に、会員、警察当局、金融庁（財務局）、証券取引所、協会（地区協会）で構成するブロック別及び都道府県別の「証券警察連絡協議会」を設置（平成 20 年 3 月末現在で 44 道府県に設置、1 ブロック）。その他地域においても設立を検討中（平成 20 年 5 月を目途に残る 3 都県に設置し、全都道府県の設置を完了する予定）。 ・ 平成 19 年 2 月 19 日、警察庁から各管区局及び各都道府県警察の長宛に「証券取引からの暴力団等の排除対策の推進について」が示達され協力体制の強化が図られた。 ・ 平成 19 年 2 月 28 日、会員に対し「都道府県別証券警察連絡協議会設置に向けた取組みの推進について」、「不当要求防止責任者の選任及び所轄警察署への届出等について」を通知し周知徹底を図った。 ・ 平成 19 年 7 月 30 日、反社会的勢力の排除に関し、「証券取引及び証券市場からの反社会的勢力の排除について」（証券保安連絡会実務者会議中間報告）を取りまとめ、証券保安連絡会に報告。 ・ 「『証券取引及び証券市場からの反社会的勢力の排除について』－証券保安連絡会実務者会議中間報告－」及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」等を踏まえ、自主規制規則を策定予定。 ・ 反社会的勢力に関する情報を収集・集約し、証券会社及び証券取引所からの照会受付等を目的とした証券版「不当要求情報管理機関」の設置についての検討。平成 21 年 3 月を目処に協会内に設置予定。 ・ 平成 19 年 12 月 19 日、「『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に関する関係機関の連絡先案内について」を通知。 ・ 「証券取引及び証券市場からの反社会的勢力の排除について」（証券保安連絡会実務者会議第二次中間報告）を取りまとめ、証券保安連絡会に報告予定。（平成 20 年 5 月中）	【設置】証券保安連絡会の設置について（平成 18 年 11 月 17 日） 【設置】各都道府県別証券警察連絡協議会設置に向けた取組みの促進について（平成 19 年 2 月 28 日） 【通知】「不当要求防止責任者の選任及び所轄警察署への届出等について」（平成 19 年 2 月 28 日） 【通知】「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等の周知について（平成 19 年 7 月 10 日） 【報告書】証券取引及び証券市場からの反社会的勢力の排除について —証券保安連絡会実務者会議中間報告（平成 19 年 7 月 26 日） 【通知】「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に関する関係機関の連絡先案内について（平成 19 年 12 月 19 日） 【報告書】証券取引及び証券市場からの反社会的勢力の排除について－証券保安連絡会実務者会議第二次中間報告－（平成 20 年 5 月中予定）
iv その他 安易な主幹事変更、市場変更等への対応	終了 上記(2)①と同じ	
(3)投資家に対する証券会社のチェック機能の発揮		
① 相場操縦関係		
i 不公正取引に関する情報交換のための電子データ様式の見直し、WAN の構築	順次対応 ・ 平成 18 年 11 月 14 日、証券取引所及び本協会で構成する自主規制執行責任者（CRO）連絡協議会の下に「市場監視情報の授受に係るインフラ整備に関する検討プロジェクト」を設置し検討を行った。 ・ 平成 19 年 1 月 31 日、様式の統一を行う旨、証券取引所と本協会の連名により会員に通知。（平成 20 年 4 月より実施） ・ 証券市場基盤整備推進ワーキングの検討を踏まえて、同プロジェクトにおいて、「コンプライアンス WAN」の構築に向け	【通知】売買状況報告書（電子データ）の様式の見直しについて（平成 19 年 1 月 31 日）

論点整理項目	対 応 状 況	参 考
	調整を行い、証券取引所及び証券取引等監視委員会とともに、「コンプライアンス WAN」の平成 21 年 1 月の一部稼働、同年 4 月に全面稼働を目指す。システムは東証が構築予定。	
ii 不公正取引を行った顧客等に関する情報の集約、活用に向けた検討	継続検討中(早期実現を目指す) 証券会社における売買管理体制の整備等に関するワーキングにおいて、「不審顧客データベース」の構築に関し具体的な検討を行っている。今後、「反社会的勢力に関する情報の集約・共有の対応」の進捗状況を踏まえつつ、ワーキングにおいて議論を進める。	
② インサイダー取引関係		
i 上場会社の役職員に関するデータベース構築に向けた検討	順次対応 - 協会員、証券取引所、経団連及び上場企業等の実務者で構成するワーキングでの審議を踏まえ、平成 19 年 3 月 20 日、自主規制会議において、「内部者登録制度の見直しに係る基本方針」を承認。 - 同年 6 月 8 日、同基本方針に基づき、内部者登録制度の見直しのため本協会関係規則を改正、同年 7 月 1 日施行。 「内部者情報システム」の構築について、証券取引所とともに鋭意検討中。 - システムは東証が構築予定。平成 21 年 5 月の稼働を目指す。	【規則】内部者登録制度の見直しに係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9 号)の一部改正について(平成19年6月8日)
ii プレ・ヒアリングにおける内閣府令を補完するための自主ルール of 制定に向けた検討	終了 「プレ・ヒアリング検討会」及び「プレ・ヒアリングに係る行為規制等に関する検討ワーキング」での検討を踏まえ、平成 18 年 12 月 1 日、「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)を制定、平成 19 年 1 月 4 日施行。	【規則】「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)の制定について(平成18年12月1日)
③ 顧客の本人確認及び原始委託者の把握		
顧客の属性を的確に把握	継続検討中(平成 21 年度中) 「不公正取引を行った顧客等に関する情報の集約、活用に向けた検討」に併せて検討。	
④ 不公正取引防止のための内部管理態勢		
顧客の本人確認、売買管理・売買審査部門の役割、必要な業務連携等を内容とする内部管理態勢に関する具体的な規定の整備	継続検討中(平成 21 年度中) - 平成 19 年 12 月、オー・エイチ・ティー(株)株式の信用取引に係る問題を踏まえ、各社において各部門の連携強化を図るよう会員に要請を行った。 - 金融商品取引法の施行に伴い、他の自主規制機関との規則の整合性も踏まえつつ、本協会の自主規制規則の体系	【通知】オー・エイチ・ティー(株)株式の信用取引に係る会員の対応状況を踏まえた留意事項について(平成 19 年 12 月 14 日)

論点整理項目	対 応 状 況	参 考
	の見直し等を行ってきたところであるが、引き続き、協会員における業務連携等適切な内部管理態勢が図られるよう対応を行う予定。	
⑤ その他		
i 大量保有報告書の提出に関する周知への対応	終了 平成 19 年 3 月 9 日、同年 4 月 1 日の改正証券取引法及び関連法令の施行に伴い、大量保有報告書や変更報告書の提出に際して EDINET の使用が義務化されることを踏まえ、会員に対して同制度の投資家への周知方依頼を行った。	【リーフレット】大量保有報告制度の提出方法の変更に関する周知徹底について（平成19年3月9日）
ii 反社会的勢力に関する情報の集約・共有等の対応	上記(2)③iiiと同じ	
iii 不公正取引の防止を目的とした金融教育の継続	終了 平成 19 年 2 月、投資家向けの「不公正取引の禁止に関するリーフレット」を作成し、協会員に対して配付を行うとともに、各種イベントで配付。	【リーフレット】投資家向け「不公正取引の禁止に関するリーフレット」の有償頒布について（平成19年1月30日）
(4)市場プレーヤーとしての証券会社の自己規律の維持		
i 倫理規定の整備 証券会社に自己規律維持のための規範となるべき倫理規定のあり方について検討を行う。	終了 - 平成 18 年 10 月 17 日より、日本証券経済研究所の「証券会社の倫理コードに関する研究会」（座長 神田秀樹東京大学教授）にて検討を行い、平成 19 年 4 月 13 日、「証券会社の倫理コードに関する研究会 報告書」を取りまとめ、公表。 - 平成 19 年 4 月 27 日、「証券会社の自己規律の維持・向上に向けたワーキング・グループ」を設置し、検討を開始。 - 同ワーキング・グループの検討を踏まえ、「倫理コード(モデル)」及び「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」を制定、12 月 1 日施行。 - 平成 19 年 11 月 21 日、理事会の下部に特別委員会として「行動規範委員会」を設置。 - 平成 20 年 3 月 3 日、第 1 回行動規範委員会開催。	【報告書】「証券会社の倫理コードに関する研究会」報告書（平成19年4月13日） 【規則】モデル倫理コードの策定及び「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の制定について（平成 19 年 9 月 18 日） 【設置】「行動規範委員会」の設置等について（平成 20 年 1 月 8 日）
ii 社内方針、規則等の整備及び内部管理態勢の構築 - 社内方針・規則の策定及び方針・規則に基づく適切な内部管理態勢の構築を求める自主規制規則の検討 - 海外グループ会社への準用	継続検討中(平成 21 年度中) 上記(3)④と同じ	

論点整理項目	対 応 状 況	参 考
iii 自己売買に関する適切な業務運営態勢の構築等 - 自己売買の抑制について - ディーラートレーダーへの研修 - 相場情報の非対象性の妥当性についての検証	終了 「自己売買に関する検討ワーキング」において、ポジションリミット・リスクリミットのあり方、誤発注時における自己売買のあり方、倫理コードとの関連、自己売買部門と他部門との利益相反に関する事項及び平成19年5月に発生した証券会社の外務員による見せ玉の処分を受け、自己売買に係る不正行為に関する未然防止等のあり方について検討を行い、同年7月に報告書を取りまとめ、公表。 - 平成19年9月18日、自己売買に関する社内管理に関して、「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」を改正、同年9月30日施行。 - ディーラートレーダー育成のための資格試験制度のあり方については、導入の方向で検討中。	【報告書】 会員における自己売買のあり方等について-自己売買に関する検討ワーキング・グループ報告書-(平成19年7月31日) 【規則】 金融商品取引法の施行に伴う本協会諸規則の一部改正について（※金商法対応時にあわせて改正）(平成19年9月18日)

順次対応：今後、実務的な調整が必要なもの、継続検討中：ワーキング等で検討中または今後検討予定のもの

以 上